

令和 7 年度 第 1 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 8 年 2 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 1 0 分
議 長	藤江 健広

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	岡 野 正 幸	○	2	横 川 朝 治	○
3	石 塚 要	○	4	飯 島 明	○
5	須 賀 喜 佐 子	○	6	横 川 和 代 子	○
7	滑 川 浩	×	8	松 崎 一 男	○
9	永 野 浩 司	○	1 0	山 崎 良 夫	○
1 1	小 島 康 平	○	1 2	竹 内 隆	○
1 3	八 木 大 輔	○	1 4	藤 江 健 広	○
	舩 田 晃 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	柴 田 光 善 (最適化推進委員)	○		山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○
	砂 川 進 (最適化推進委員)	○		三 反 崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 大貫 事務局長補佐 八子 主査 吉田 主任 蓮沼
-------	----------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について
- 日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項の規定による地域計画の変更に伴う農業委員会の意見を求める件について
- 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 日程第 8 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

<p>日程第 2</p>	<p>以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>◎竹内委員 農協からですが、私は農協の理事を務めており、松伏地区は幹事1名、理事3名で構成されています。 3年に一度の改選があり、今年の6月までが任期となっています。各地区の農家組合長のもと推薦人を決める会議があると思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>◎事務局 ・不許可相当で進達した案件について ・日程第4議案第2号No.2の取り下げについて</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程3議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略いたします。 それではNo.1とNo.2について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 No.1とNo.2について〇〇〇〇のため、まとめて説明させていただきます。 案内図は1ページです。 No.1の譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。</p>

No.2 の譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

No.1 の申請地の地目は〇で、面積は〇〇〇㎡農地です。

No.2 の申請地の地目は〇で、面積は〇〇〇㎡農地です。

譲渡理由は〇〇〇〇です。〇〇〇〇のため、売買金額はありません。

まず、No.1 の譲受人の経営状況について説明させていただきます。〇〇〇〇さんの世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は〇〇〇、〇〇〇です。

農機具の所有状況は、耕運機1台、草刈り機1台を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は〇〇mです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、妻の〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた〇〇〇における経営面積は〇〇〇〇㎡になります。

次に、No.2 の譲受人、〇〇〇〇さんの経営状況について説明をさせていただきます。

議案1-2資料と書かれている営農計画書をご覧ください。権利取得後における経営面積が50a未満のため営農計画書の提出をいただいています。

1 取得目的です。自家消費分の野菜の耕作を目的とします。

2 農業機械、施設の状況及び計画です。トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。

裏面をご覧ください。

3 農作業従事計画です。作付け作物については水稻及び野菜を作付け予定です。

年間の作業計画です。水稻及び野菜について、4月にジャガイモの植え、水稻の種まき、5月に水稻の田植、キュウリ、ナス等の苗植え、6月に玉ねぎ、ジャガイモの収穫、7月にネギの苗植え、8月にナス、キュウリ等の収穫、9月に水稻の稲刈り、大根の種まき、10月にピーナッツの収穫、ホウレンソウの種まき、11月に小松菜、春菊の種まき、玉ねぎの苗植え、12月に里芋の収穫、1月に大根、白菜の収穫、2月にネギの収穫、3月に玉ねぎの収穫を行います。

作業時間、作業者数については、譲受人の〇〇〇〇さんは、月約〇〇日間の一日あたり約〇時間の作業時間です。妻の〇〇〇〇さんも同じく月約〇〇日間の1日あたり約〇時間、年間で〇〇〇時間の作業時間を計画しています。従事日数に直しますと、〇〇さんが〇〇〇日、〇の〇〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日となります。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。

今回の申請地の面積を合わせた交換後における経営面積は〇〇〇〇㎡になります。

通作距離は拠点となる居宅よりで〇〇〇mです。

周辺地域との関係については〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん共に、引き続き水稻栽培、野菜の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであ

り、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。
よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島委員

2月20日、金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。
No.1とNo.2について許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。
よって、本案は許可されました。

続いてNo.3について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は2ページです。
譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。
譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

申請地の地目は〇、面積は〇〇〇〇㎡の農地です。
譲渡理由は、譲渡人は〇〇〇〇によるもので、譲受人は〇〇〇〇です。
また、売買金額は〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。
譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻です。

農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、噴霧器1台、草刈り機1台、糶摺り機1台、その他7台を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は〇〇km 〇〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、妻の〇〇さんが〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻の栽培を行い、地域農業者

〇〇〇ではいち早く、普及を図るため、動き始めておりましたが、日本においても国は法整備を進め、遅ればせながら〇年前より推し進める形となっております。

設置に関しましては、各地域の〇〇〇、今回の〇〇〇においては、管轄する〇〇〇の〇〇を使用するのですが、どこにでも設置ができるわけではなく〇〇の容量が空いてなければできません。また管轄する〇〇〇にも空きがある必要があるため、現時点においては、設置できる場所が限られているのが現状です。今回の設置場所においては〇〇〇〇への申請を行い、必須である容量を満たすことができる〇〇〇を確保できたことから選定いたしました。

また工事の際の車両による運搬などの接道や近隣の住居環境など諸条件が適していたことも理由となります。

以上の理由から申請をされました。

工事期間は許可後から〇〇〇までを予定しています。

被害防除対策については、敷地外周をU字溝300で囲い被害防除を行います。部外者立ち入り防止フェンスも設置。工作物については、敷地中央に設置するため農地に影を落とすことはありません。熱も外部に影響はありません。

資金計画について、土地購入費〇〇〇〇万円、造成費に〇〇〇〇万円、設備等工事費に〇〇〇〇〇万円、その他に〇〇〇〇万円、消費税が〇〇〇〇万円、合計〇〇〇〇〇万円です。全額を自己資金で対応するとのことで、会社名義の残高証明書の写しが添えられています。資金計画については問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島委員

2月20日、金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎竹内委員

〇〇〇からどれくらい離れているのか、申請地の周りの農地は作付けが行われているのですか。

◎事務局

〇〇〇からは、約〇〇〇m離れています。東側については、作付けを行っています。南側について休耕地となっています。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

<p>日程第 5</p>	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。 よって、本案は承認されました。</p> <p>【議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 5 議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 議案第 3 号と書かれた資料をご覧ください。令和 3 年 6 月 1 日から農地中間管理機構を通じた貸し借りで、受け手として〇〇〇〇が耕作を行っていましたが、〇〇〇〇が撤退をするとのことで、令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの残りの期間を〇〇〇〇が新たな受け手として耕作するものです。 この受け手の変更について、意見等があるか審議していただくものです。説明については以上です。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>◎岡野委員 中間管理権の設定を行う者が空欄なのはなぜですか。</p> <p>◎事務局 すでに土地所有者から公社へ貸付ける手続きが終了しており、今回は公社から貸付けを受ける受け手の変更のため、空欄となっています。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 意見なしの方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。 よって、本案は意見なしとされました。</p>
<p>日程第 6</p>	<p>【議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画の変更に伴う農業委員会の意見を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画の変更に伴う農業委員会の意見を求める件について上程いたします。 それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。</p>

	<p>◎事務局 議案４－１と書かれた資料をご覧ください。 〇〇〇地区において、目標地図で担い手が特定されている農地が農地転用を予定していることから、地域計画から除外する変更の手続きが必要となりました。 この地域計画を変更することによって地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとされており、町から農業委員会の意見を求められています。 審議するにあたって、集積集約化の支障になるのか、担い手に対する農用地の目標集積率に支障が出るのか、農用地の集団化に支障があるのかを審議していただきます。 それでは、申請地について説明させていただきます。 申請地は〇〇〇〇、地目は畑 面積は〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡です。合計で〇〇〇㎡になります。 変更前はオレンジ色で、〇〇〇〇となっています。 土地所有者は、〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇さんです。 計画者は〇〇〇〇に本店があります、〇〇〇〇さんです。 申請内容は、〇〇〇〇を計画しています。 説明については以上です。</p> <p>○議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑はありますか。 (なし)</p> <p>○議長 以上質疑なしと認め、これより意見を求めます。 やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案はやむを得ないとされました。</p>
日程第 7	<p>【報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 7 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p>
日程第 8	<p>【報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 8 報告第 2 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、合意解約書の提出がありましたのでご報告させてい</p>

	<p>たきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局 ・来月の総会日時について ・令和8年版農委だよりについて ・活動記録セットについて</p> <p>◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、八木会長職務代理よりお願いします。</p> <p>◎八木会長職務代理 お疲れ様でした。 会長も冒頭のあいさつでおっしゃっていましたが、雨が久々に降って、 この雨を待っていたのですが、雨が降れば明日から忙しくなる、春が近づ いてきているんだと感じています。 季節の変わり目で気温差も出てきます。十分注意していただければと思 います。 お疲れ様でした。</p>
--	--

午後2時10分、八木会長職務代理の閉会の辞を以って終了する。
会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため、ここに署名する。